

No. 7 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1191 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	(仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業	
位 置	金沢区福浦一丁目 15 番 1	
敷 地 面 積	5,397.00 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上 4 階建
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,507.97 m ²
	延 床 面 積	3,852.10 m ²
	処 理 能 力	汚泥の焼却 59.17 m ³ /日 廃プラスチック類の焼却 37.656 t/日 その他の焼却施設 94.800 t/日
	建 築 主	名称 アイテック株式会社 住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 10 号
運 営 主 体	名称 アイテック株式会社 住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 10 号	

(内容)

本事業者は、上下水道施設、ごみ焼却施設等環境関連施設の運転維持管理業務等を主な業務とし、また、グループ会社は大阪府を中心に産業廃棄物等の収集運搬並びに中間処理を行っています。今回、新たに上記焼却施設を計画しています。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- ・ 大気質・騒音・振動・臭気の発生源に対して、十分な環境対策を講じていること。また、環境影響評価の手続きにおいても、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない」と判断されたうえで、生活環境影響調査を実施し、大気質・騒音・振動・臭気の最大予測値が基準を満たす結果となっていること。
- ・ 臨海部の工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- ・ 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- ・ 隣接地の所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること。

議第 1192 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	JWケミテック株式会社 戸塚工場	
位 置	戸塚区上矢部町 2160 番地ほか	
敷 地 面 積	2,666.19 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上 2 階地下 1 階
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	836.18 m ²
	延 床 面 積	1,816.09 m ²
	処 理 能 力	汚泥の脱水施設 64.2 m ³ / 日
	建 築 主	名称 JWケミテック株式会社 住所 埼玉県川口市領家 5-1-39
	運 営 主 体	名称 JWケミテック株式会社 戸塚工場 住所 埼玉県川口市領家 5-1-39

(内容)

本事業者は、3工場（川口・戸塚・茨城）を保有しており、当該施設である戸塚工場は、主にファミリーレストラン等外食産業や、学校給食センターなどから排出される食品系有機汚泥（グリスラップ汚泥）を脱水処理する事業を行っています。

当該施設は、平成 5 年より別事業者が設置・操業を開始しましたが、買収・合併等により、平成 17 年から、本事業者が操業しています。

今回、平成 5 年に設置された『汚泥の脱水施設』を経年劣化のため更新します。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- ・ 騒音・振動・臭気の発生源に対して、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動・臭気の最大予測値が基準を満たす結果となっていること。
- ・ 工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- ・ 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- ・ 隣接地の所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること。